

## 愛労委第7回証人審問

### ボーナスカットはストライキの報復だ！！ だから会社は争点替えに躍起になる

2007年年末手当、2008年夏期手当の減額、2008年昇給乗数カットに対し、名古屋地本は2008年10月に愛知県労働委員会に不当労働行為救済の申し立てを行いました。申し立てて3年、多くの組合員とともに闘ってきました。今回の第7回の証人審問を終え愛知労働委員会も山場をすぎました。会社側は15回の調査を含め、手当などのカットはストライキの報復ではなく、あくまで業務中の非違行為の積み重ねと主張を繰り返しました。それに対し私たちは、会社のやり方からみてストライキの報復であるとして主張してきました。会社の労働委員会のスケジュール引き延ばしにもめげず、私たちはねばり強く堂々と取り組んできました。代理人の年休を出さないという会社の姑息な攻撃を跳ね返し、毎回多くの傍聴者の参加で東海労の団結力が示されました。

#### 試験で100点取れなければ非違行為？（西嶋証言）

今回、会社から西嶋伊勢運輸区指導助役、神谷三重支店管理課長（当時）の主尋問、反対尋問が行われました。組合側代理人は荻野書記長、山田地本委員長がそれぞれ反対尋問を行いました。主に非違行為としてあげられている項目自体非違行為にあたらないと鋭く会社証人に質問しました。西嶋証人は『執務の厳正7項目』を一口諮問しましたが、本人は答えることができず、会社の弁護士から助け船をだされるお粗末ぶりを露呈していました。また、ナンセンスにも訓練の中で行われている試験も回答できない場合は非違行為にあたることも証言しました。

神谷証人においては、ストライキにたいし嫌悪感をあらわにした証言をし、やはりカット攻撃はストライキの報復であることがはっきりしました。

#### 愛労委勝利！報告集会開催

証人審問終了後、金山「れある」において報告集会を開催し、これまでの経過が報告され各地本代表者から連帯の挨拶をうけました。勝利に向け最後の奮闘を東海労全体で闘っていくことを確認し集会をおえました。

